

支 線 バ ン ド

1．適用範囲

架空配電線路のコンクリート柱に施設する支線バンド(以下「バンド」という。)について適用する。

2．種 類

バンドの種類は2 t用、3 t用および6 t用の3種とする。

3．材 料

バンドの材料はJIS G 3101に規定するS S 400またはこれと同等以上のものを用い、ボルトを用いる場合のねじはJIS B 0205に規定するメートル並目ねじによらなければならない。ただし、ねじの精度はJIS B 0209に規定する8 g級とすること。

バンドには加工後、全面一様に溶融亜鉛めっきか、またはこれと同等以上の防錆処理を施さなければならない。

4．構造一般

バンドは良質で形状正しく、次の各号によらなければならない。

- (1) 当社の規定するコンクリート柱の直径190mm～280mmの範囲に確実かつ容易に取付出来るものであること。
- (2) バンドは、支線1本以上確実かつ容易に取付出来ること。
- (3) バンドには支線シンプルを取付するか、又はこれと同等の効力のある装置を施すこと。
- (4) 支線バンド2 t用および3 t用は、アームタイ用バンドとして流用することができる。また、その際は、当社の規定する900mmのアームタイ2本を重ねて容易かつ確実に取付出来ること。

5．性能

バンドの性能は、表1のとおりとする。

表 1

項 目		性 能
締付		バンドおよび支持物の各部に異常のないこと。
荷重	傾角	許容荷重において、各部のずり下がり変位が3.0mm以内で変形が実用上支障のないこと。 破壊荷重において破壊しないこと。
	垂直	許容荷重において、各部ずり下がり変位が5mm以内で変形が実用上支障のないこと。 破壊荷重において破壊しないこと。
亜鉛めっき		付着量 450 g / m ² ただし、ねじ部は350 g / m ² 以上

6. 荷 造

バンドは輸送中容易に変形または損傷しないよう適当な荷造りをしなければならない。

7. 表 示

バンドおよび荷造りには、次により表示しなければならない。

(1) バンド

製造者略号，製造年（例 03）

(2) 荷 造

名称，製造者名，数量，製造年

【関連規格】

JIS B 0205	メートル並目ねじ
JIS B 0209	メートル並目ねじの許容限界寸法及び公差
JIS G 3101	一般構造用圧延鋼材
JIS H 0401	溶融亜鉛めっき試験方法

その他，当社の定める規格